

損害賠償請求事件に関する 和解について

平成22年8月27日開催の第4回高山市議会臨時会で、損害賠償請求事件(原告/新興自動車株式会社、被告/高山市)に関する和解条項(案)の受諾について議決をいただきました。その内容は、高山市が原告に対して1億1900万円を支払うことで裁判の早期解決を図るものです。今回の一連の経過などについてご説明いたします。

経過説明の概要

- ・水路付替の申請書に町内会長の同意書の添付がないことによる市の拒否処分
- ・行政訴訟(市の処分に対する取消訴訟)の提起/市の敗訴
- ・損害賠償請求訴訟の提起/裁判所からの和解(案)の提示、受諾
- ・お詫びと今後に向けて

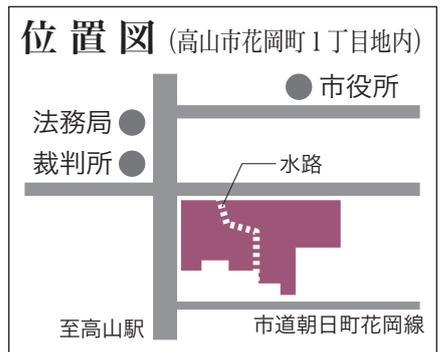
許認可等拒否処分

平成18年8月、原告は位置図に示す自社敷地内を横断する水路(市管理の法定外公共物)を付替したいとする自費工事施行許可申請書を市に提出されましたが、市は町内会長の同意書の添付がなかった

ことから申請を拒否処分としました。

法定外公共物は平成17年度から地方分権一括法により国から市に移管されており、市は、それまで岐阜県が定めていた「法定外公共物用途廃止の手引」と同様の手続きを市の条例等で位置づけ、県内の他市と同様に地元の利害を代表する者として町内会長の同意書の添付を全てのケースで求めています。

原告の説明に対して地元町内会は、水路の付替による溢水などの発生を懸念し同意に至っていないなかで、開発事業者から地上14階建て高さ約42mの高層マンション開発構想が発表されたことで、地元



られなくなつたものです。市では原告に町内会長の同意を得ていただくよう申し上げましたが、同意が得られなかったことから、今回に限って従前の取り扱いを否定し、認めることはできず拒否せざるを得なかったものです。

行政訴訟

これに対して、平成18年12月に原告から拒否処分の取り消しを求める行政訴訟が提起されました。平成19年10月に岐阜地方裁判所から、「本件町内会長が利害関係者にあたる」と解することはできず、同意書がないことを理由に拒否した決定は違法である」として、当該拒否処分の決定を取り消す判決が言い渡されましたが、市としてはこの判決を受

け入れると、地域住民と連携して良好な地域社会、環境づくりを目指す市政の遂行に与える影響が大きいと判断し、市議会議員全員一致の議決を得て、名古屋高等裁判所に控訴いたしました。平成20年6月の高裁判決は控訴を棄却するとするものでしたが、「全般論として利害関係者の同意書の添付を求めることは有意義なことである。ただし訓示規定(違反しても法的効力に影響のない規定)として求めるのが相当であり、同意書が添付されないことを理由に拒否した決定は違法である。また事案判決として、町内会長は利害関係者に該当するとは認められない」とするものでした。

市としては、訓示規定とはいえ利害関係者の同意を求めるとの合理性が認められたことから最高裁への上告は行わないこととし、その方針を地元町内会や原告に対して説明してきました。

損害賠償請求

その後、平成20年12月に原告から損害賠償請求の訴訟が提起されました。趣旨拡張の

申し立て後の請求額(2頁表A)は3億7606万円で、これに平成18年12月5日から支払済みに至るまで年5分の割合の金員を支払え、とするものでした。内訳は①得べかりし利益(本来得られるべき利益)として開発事業者との間で解約となった売買契約金額とその後の土地の実勢価格との差額1億775万2000円②固定資産税等の公租公課、売却できなかったことによる借入金期間金利の損失、代替資産特例が受けられなくなったことによる税負担の計2億1583万9031円③水路付替工事などの申請書費用130万円④取消訴訟の弁護士費用271万9500円⑤損害賠償請求訴訟の弁護士費用4845万円の合計金額です。

和解案の提示

平成21年3月から7回の訴訟期日で審理を重ねた後、平成22年1月に岐阜地方裁判所から4100万円の和解案(2頁表B)が提示されました。①得べかりし利益を県の地価調査基準地価格の下落率6%を準用し3646万51

20円②の公租公課等については損害とは認めず、原告の過失相殺を10%⑤の弁護士費用を総損害額の1割程度としたものでした。

市としては、裁判所から提示された和解案であることから真摯に受け止め、公租公課等を認めていないなど市に対しても配慮された内容であること、今後判決を求めると遅延損害金(年5分)が加算される可能性もあること、原告が地元企業であることなどを総合的に考慮し、早期に訴訟を解決するため受諾の意思を示しましたが、原告は受諾できないとして和解には至りませんでした。

再度の和解案の提示

その後、裁判官が交代され、岐阜地方裁判所が実施された不動産鑑定評価額を基に5月21日、1億1900万円という再度の和解案(2頁表C)が提示されました。①得べかりし利益を平成22年3月25日時点の評価額と売買契約金額との差額1億1575万2000円とし、その他の額や率は前回和解案の考え方のとおりとするものです。

市としては①得べかりし利益について大幅な増額となっているものの客観的な根拠から算出されたものであり、その他の項目は前回同様の考え方であることから真摯に受け止め、訴訟を長引かせることはお互いに利益がないものとしてこの和解案についても受諾を基本とすることが賢明であると判断したものです。

6月10日には、裁判所の見解に基本的には賛同するとして、たうえで、和解案で採用する鑑定の評価時点の見直し、売買契約と同様に実測面積を基に換算することの2点についてさらに検討されるよう算定和解金額を8900万円とする上申書を提出しましたが、市の主張は認められませんでした。

その後の訴訟期日において、裁判所の和解案を受諾すること、また支払期日を含む和解案項案に合意し、議決を求め、8月27日に議会の議決をいただいたものです。

今後に向けて

これまで、市民の生命と財産、生活環境を守ることが行政の使命と考え、地域住民の

請求額および和解案の内容

単位：円

		A	B	C
		訴状請求額 [H20.12.22付け]	裁判所和解案① [H22.1.20提案]	裁判所和解案② [H22.5.21提案]
①	得べかりし利益 (売買契約金額: 607,752千円)	実勢価格(5億)との差額 107,752,000	下落率6% 36,465,120	[H22.3.25時点採用] 評価額:492,000千円 (登記)115,752,000
②	公租公課、期間金利の損失、 代替資産特例により免れた 税負担	215,839,031	0	0
③	申請書費用	1,300,000	1,300,000	1,300,000
④	取消訴訟の弁護士費用	2,719,500	2,719,500	2,719,500
	小計	327,610,531	40,484,620	119,771,500
	過失相殺	0%	10%	10%
		327,610,531	36,436,158	107,794,350
⑤	損害賠償請求訴訟の 弁護士費用	48,450,000	総損害額の1割程度 3,700,000	総損害額の1割程度 10,800,000
	合計	376,060,531	40,136,158	118,594,350
	和解金額		調整額 41,000,000	調整額 119,000,000

皆さんと一体となったまちづくりを進めるためにも、こうした手続きに際しては、地域の事情を最もよく把握されている町内会長の同意を求めて

きました。しかしその同意書の添付がないことを理由に拒否処分としたことが違法であるとの判決が言い渡され、こうした結果となったことにつ

いてその責任を重く受け止
め、お詫び申し上げます。

今回の裁判では和解金を支
払うことになりましたが、ま
ちづくりへの市民の皆様の理
解が深まり、美しい景観を保
全・創出するため建築物の高
さの基準などを盛り込んだ景
観計画を策定するとともに、
この基準の実効性を高める都
市計画高度地区を決定するな
ど、高山にふさわしいまちの
景観を守る施策につながる側
面があったと考えています。

今後、日々多様化、高度化し
ていく行政手続きにおいて、
その時々適切に対応するため
には、まずは市民目線で市民
の生活をどう守っていくべき
かを考え、広く情報を公開し
て活発な議論を展開し、その
なかで公平・公正の視点で行
政として判断していくことが
肝要です。そうした経過を踏
まえ、行政の継続性のなかで
地域主権の時代にふさわしい
市民協働のまちづくりへの道
筋をつけてまいりたいと考え
ています。

高山市長 土野 守

問合先

総務課

3533133

損害賠償請求事件に関する経過

日付	経緯等	内容
H17.5.26	・第1回 水路変更地元説明会(主催:新興自動車(株))	・敷地内を横断する水路を廃止 ・市道朝日町花岡線側溝を改修 ・時間雨量80mmに対応可能な設計
H17.6.12	・第2回 水路変更地元説明会(町内よりのお願いの会)	
H17.12.26	・新興自動車(株)と開発事業者間における土地の売買契約締結(売主:新興自動車(株) 買主:開発事業者)	売買代金:6億775万2,000円 引渡期日:平成18年4月28日(当初) 平成18年7月20日(延長後)
H18.3.10	・「ポレスターセントラルシティー高山」開発構想届を受理(提出者:開発事業者)	・地上14階建て 高さ約42m ・敷地面積2,522.90㎡・共同住宅104戸
H18.4.17	・第3回 水路変更地元説明会(主催:新興自動車(株))	・敷地内での付替図面を提示
H18.4.24	・「ポレスターセントラルシティー高山」開発住民説明会(主催:開発事業者)	
H18.4.26	・第4回 水路変更地元説明会(主催:新興自動車(株))	・水路付替については同意できない
H18.7.4	・「ポレスターセントラルシティー高山」に係る意見通知書を送付(市 → 開発事業者)	
H18.7.19	・「ポレスターセントラルシティー高山」に係る意見通知書に対する回答を受理(開発事業者 → 市)	
H18.8.11	・「法定外公共物自費工事施行許可申請書(水路付替工事申請)」提出(新興自動車(株) → 市)	
H18.8.18	・水路付替工事申請に対し、行政手続条例に基づく補正をするよう通知(市 → 新興自動車(株))	・町内会長等地域の利害を代表する者の同意書を提出のこと(補正期限:9/19)
H18.9.5	・通知書到達(新興自動車(株) → 市)	・町内会長が利害関係を有する法的根拠を9/11までに通知すること。根拠を示さない場合は、違約金として1億2,155万400円および税の負担分の損害を請求する裁判を提起する
H18.9.27	・9/5付通知書に対する回答書を送付(市 → 新興自動車(株))	・町内会長等の同意書は、従前から例外なく徴求する取扱いを行っている。これは紛争が生じていない証として求めている。町内会長等は施設の諸事情を把握しており、必要性を公正に判断できるもので、その意見が地域の事情および生活に著しい支障が生じないか等の重要な判断要素となる。意見は地域に根ざした整備をする上で、必要不可欠である(補正期限:10/20)
H18.10.17	・『水路の切り替えについての意見書』提出(花岡町1丁目町内会 → 新興自動車(株))	・水路切替え後のマンション建設工事がされるなら同意できない
H18.10.19	・申立書提出(新興自動車(株) → 市)	・町内の意見書には水路の切替え自体の反論はなく、マンション建設に対して反対とある。10/20までに町内会からの同意があるかどうかかわからないが、審議願いたい
H18.11.21	・解約合意書(新興自動車(株)・開発事業者)	・H17.12.26締結の不動産売買契約の解約合意(解約に伴う違約金に関する記載はない)
H18.12.5	・許認可等拒否処分決定通知書の送付(市 → 新興自動車(株))	・行政手続条例第7条の規定に基づく拒否処分
H18.12.20	【行政訴訟】・岐阜地方裁判所へ提訴 原告:新興自動車(株) 被告:高山市 訴状到達:平成19年1月9日	1. 高山市長が、平成18年12月5日付けで原告に対してした法定外公共物自費工事施行許可申請の拒否処分はこれを取り消す 2. 高山市長は、前項の法定外公共物自費工事施行許可申請を許可せよ 3. 訴訟費用は、被告の負担とする

日付	経緯等	内容
H19.10.11	【行政訴訟】・判決言渡(岐阜地方裁判所) 判決文到達:平成19年10月15日 控訴期限:平成19年10月29日	1. 高山市長が、平成18年12月5日付けで原告に対してした法定外公共物自費工事施行許可申請を拒否する旨の決定を取り消す 2. 原告のその余の請求を棄却する 3. 訴訟費用は被告の負担とする
H19.10.25	・臨時議会 議第95号 「許認可等拒否処分請求事件に係る控訴の提起について」	・第一審判決の取消しを求めて控訴を提起することについて議決を求める
H19.10.26	【控訴審】・名古屋高等裁判所へ控訴 控訴人 : 高山市 被控訴人: 新興自動車(株)	1. 原判決中、その主文第2項を除く原判決を取り消す 2. 被控訴人の請求を棄却する 3. 訴訟費用は、第1審、第2審とも被控訴人の負担とする
H20.6.24	【控訴審】・判決言渡(名古屋高等裁判所) 上告期限:平成20年7月8日	1. 本件控訴を棄却する 2. 控訴費用は、控訴人の負担とする
H20.6.30	・名古屋控訴審判決地元説明会(主催:市)	・控訴審判決内容説明
H20.7.7	・新興自動車(株)訪問	・上告しない旨の説明
H20.7.8	・上告期限 報道記者発表	・上告はしない
H20.7.11	・「法定外公共物自費工事施行許可申請書(水路付替工事申請)」提出(新興自動車(株) → 市)	
H20.7.31	・水路付替工事申請に対する補正通知送付(市 → 新興自動車株)	
H20.8.26	・補正書類提出(新興自動車(株) → 市)	
H20.9.12	・「法定外公共物自費工事施行許可申請書(水路付替工事申請)」許可通知(市 → 新興自動車(株))	
H20.9.24	・「道路工事施行承認申請書(花岡冬頭線側溝工事)」提出(新興自動車(株) → 市)	
H20.10.1	・「道路工事施行承認申請(花岡冬頭線側溝工事)」許可通知(市 → 新興自動車株)	
H20.12.24	【民事訴訟】・岐阜地方裁判所へ提訴 原告: 新興自動車 被告: 高山市 訴状到達: 平成21年1月9日	・金1億7,294万690円およびこれに対する平成18年12月5日から支払い済みに至るまで年5分の割合の金員を支払え
H21.3.24 ~H21.7.24	・訴訟期日(第1回~4回)	
H21.8.3	・請求の趣旨拡張申し立て 拡張前: 1億7,294万690円 拡張後: 1億7,715万8,445円	・公租公課の訂正 ・期間金利の請求増
H21.9.14	・訴訟期日(第5回)	
H21.10.30	・訴訟期日(第6回) ・請求趣旨拡張の申し立て 拡張前: 1億7,715万8,445円 拡張後: 3億7,606万531円	・代替資産特例により免れ得た税負担の請求
H21.12.9	・訴訟期日(第7回)	
H22.1.20	・裁判所から和解(案)の提示	・和解金額4,100万円
H22.2.10	・訴訟期日(第8回)	・1/20付け裁判所和解案について、市は応諾の意思、原告は応諾できないとの意思
H22.2.12	・原告和解(案)提示	・和解金額: 1億1,568万3,502円
H22.3.2	・訴訟期日(第9回)	・不動産鑑定申請の採用
H22.4.26	・訴訟期日(第10回)	・裁判官交代 鑑定評価額の提示
H22.5.17	・5/17付原告和解(案)到達	・和解金額: 1億4,679万364円
H22.5.21	・5/21付裁判所和解(案)到達	・和解金額: 1億1,900万円
H22.6.10	・5/21付裁判所の和解案に対する上申書提出(市 → 裁判所)	・得べかりし利益の算定において採用されるべき価格時点をH20.12.22とすべき ・売買契約と同様に、実測による地積を基に換算すべき ・算定和解金額: 8,900万円
H22.6.18	・5/21付裁判所和解案に対する原告の意見(新興自動車(株) → 裁判所)	・公租公課の点を除き、5/21付裁判所和解案をすべて受諾 和解金額: 1億2,700万円
H22.6.21	・訴訟期日(第11回)	・市の上申が全く認められなかったため、再度訴訟期日を求める
H22.7.5	・訴訟期日(第12回)	・裁判所和解(案)について合意
H22.8.6	・訴訟期日(第13回)	・和解条項(案)について合意
H22.8.27	・臨時議会	・和解条項(案)、補正予算について議決